

郡山市介護保険に係る利用料等減免に関する要綱

平成 12 年 10 月 1 日制定
平成 13 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 7 月 4 日一部改正
平成 24 年 2 月 20 日一部改正
平成 24 年 12 月 3 日一部改正
平成 29 年 2 月 20 日一部改正
令和 2 年 3 月 16 日一部改正
[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市介護保険規則（平成 12 年郡山市規則第 39 号）第 32 条に規定する居宅介護サービス費等の特例、第 36 条に規定する居宅支援サービス費等の特例及び郡山市介護予防・日常生活支援総合事業施行規則（平成 27 年郡山規則第 43 号）第 10 条に規定する第 1 号事業支給費（以下、「総合事業費」という。）の特例（以下「特例」という。）について、給付割合（以下、「給付割合」という。）、総合事業費支給割合、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(災害による特例)

第 2 条 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 83 条第 1 項第 1 号及び第 97 条第 1 項第 1 号に規定する事情による特例の適用は、要介護被保険者・要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）の所有する住宅、家財又はその他の財産（以下「財産」という。）に、その価格の 10 分の 3 以上の損害（保険金、損害賠償金等により補償されるべき金額を除く。）を受け、かつ、当該生計中心者の前年の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が、1,000 万円以下である当該要介護等被保険者に対して行うものとし、給付割合は損害の程度及び合計所得金額に応じて次の表に定めるとおりとする。

合計所得金額	給付割合	
	損害の程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満のとき	損害の程度が 10 分の 5 以上のとき
500 万円以下であるとき	100 分の 95	100 分の 100
750 万円以下であるとき	100 分の 93	100 分の 95
750 万円を超えるとき	100 分の 92	100 分の 93

2 前項の規定にかかわらず、平成 12 年 5 月 1 日付け老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知の介護保険法の円滑な実施のための特別対策について（以下「特別対策」という。）の適用を受ける介護保険サービスについての給付割合については、前項の表に基づく給付割合によって軽減される利用者負担額の軽減率を勘案し、別に定めるものとする。

(所得減少による特例)

第3条 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までに規定する事情による特例の適用は、生計中心者の現年の合計所得金額の見込額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を含む。）が前年の合計所得金額の10分の3以上減少し、かつ、その者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である当該要介護等被保険者に対して行うものとし、給付割合は次の表に定めるとおりとする。

合計所得金額	給付割合		
	所得の減少が10分の3以上10分の5未満のとき	所得の減少が10分の5以上10分の8未満のとき	所得の減少が10分の8以上のとき
300万円以下であるとき	100分の100	100分の100	100分の100
400万円以下であるとき	100分の96	100分の98	100分の100
550万円以下であるとき	100分の94	100分の96	100分の98
750万円以下であるとき	—	100分の94	100分の96
750万円を超えるとき	—	—	100分の94

2 前項の規定にかかわらず、特別対策の適用を受ける介護保険サービスについての給付割合については、前項の表に基づく給付割合によって軽減される利用者負担額の軽減率を勘案し、別に定めるものとする。

3 第1項の表に基づき減額又は免除の決定を行う場合において、省令第83条第1項第2号及び第97条第1項第2号に規定する「重大な障害」とは郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年郡山市条例第9号）第2条第1項各号に規定する障害と、「長期入院」とは6ヶ月以上（見込を含む。）の入院と、省令第83条第1項第3号及び第97条第1項第3号に規定する「失業」とは労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、離職を余儀なくされ職業に就くことができない状態にあることとする。

(申請の手続)

第4条 特例の適用を受けようとする者は、郡山市介護保険利用者負担額減額・免除申請書（第1号様式）に特例の適用を受けようとする理由を証明する書類（以下「証明書類」という。）を添付して、市長に申請するものとする。

2 前項の証明書類は、次の各号に掲げる事情に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 省令第83条第1項第1号及び第97条第1項第1号の規定に該当する事情による場合 生計中心者の前年の合計所得金額を確認できる書類（以下「所得証明等」という。）及び財産の損害程度を確認できる書類並びに罹災証明書その他災害を受けたことを証する書類
- (2) 省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までの規定に該当する事情による場合 生計中心者の所得証明書等及び現年の合計所得金額の見込額を確認できる書類

(特例の適用の決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、当該減免又は免除に係る可否の決定を行い郡山市介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該決定が減額又は免除を認める決定であるときは、通知書に郡山市介護保険利用者負担額減免認定書（第3号様式）を添えて通知するものとする。

(特例の適用の期間)

第6条 特例の適用期間は、申請書を提出した日の属する月の初日から1年以内とする。

(届出義務)

第7条 特例の適用を受けた者は、その特例が適用される事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(特例の適用の取消し)

第8条 市長は、特例の適用を受けた者で虚偽の申請その他不正の行為により、特例の適用を受けたと認めるときは、遅滞なくその者に係る特例の適用の決定を取消すものとする。

(被保護者の特例)

第9条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者は、特例の対象としない。

(総合事業費に係る手続き等)

第10条 総合事業費に係る手続きその他必要な事項については、居宅介護サービス費等及び居宅支援サービス費等の特例の例による。この場合、給付割合は支給割合と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成12年10月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(東日本大震災による被災者に対する特例)

第2条 平成23年東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)により被災した要介護等被保険者で次の各号のいずれかに該当する者については、特例の対象とする。

(1) 平成23年3月11日に東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域(以下「特定被災区域」という。)に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、要介護等被保険者又は生計中心者の所有する財産に、その価格の10分の3以上の損害(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)を受けたもの

(2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに規定する長期退避世帯に属する者

(3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、生計中心者が死亡し、又は郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)第2条第1項各号に規定する重度心身障害者となったもの

(4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災により生計中心者が行方不明となったと認められるもの

(5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、生計中心者が業務を廃止し、又は休止したもの

(6) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、生計中心者が失職し、かつ、収入がないもの

(7) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者及び同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者

(8) 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

- 2 前項の規定による特例の給付割合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、全額免除とする。
- 3 第1項の規定による申請については、第4条第1項の例によるものとし、平成24年12月28日までにしなければならない。
- 4 第1項の規定による特例の適用期間は、平成23年3月11日から平成24年9月30日までとする。ただし、附則第2条第4号の規定に該当する者にあつては、適用期間内において、生計中心者の行方が明らかとなるまでの期間と、同条第7号の規定に該当する者にあつては、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長から避難、退避又は計画的避難の指示を受けた日から平成25年2月28日までと、同条第8号の規定に該当する者にあつては、原子力災害現地対策本部の長から特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があつた日から平成25年2月28日までとする。

(東日本大震災に係る食費等に関する補助の特例)

第3条 附則第2条の規定により減免の対象となる要介護等被保険者が受けた特定介護サービス、特定介護予防サービス又は旧措置入所者に係る指定介護福祉施設サービスにおける食費、居住費及び滞在費について、補助を支給する。

- 2 前項の規定による補助の額については、特定介護サービスを受けたときは食費及び居住費の基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費の額を控除した額を、特定介護予防サービスを受けたときは食費及び滞在費の基準費用額の合計額から特定入所者介護予防サービス費の額を控除した額を、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されない者については食費、居住費及び滞在費の基準費用額の合計額を、旧措置入所者が指定介護福祉施設サービスを受けたときは、食費及び居住費の特定基準費用額の合計額から特定入所者介護サービス費の額を控除した額を補助する。
- 3 第1項の規定による申請については、第4条第1項の例によるものとし、平成24年12月28日までにしなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があつた場合は、当該補助に係る可否の決定を行い、当該決定が補助を認める決定であるときは郡山市介護保険施設等における食費・居住費減免認定証を第5条の郡山市介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書(第2号様式)に添えて当該申請をした者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定による補助の適用期間は、第6条の規定にかかわらず平成23年3月11日から平成24年2月29日までとする。ただし、附則第2条第4号の規定に該当する者にあつては、平成24年2月29日から生計中心者の行方が明らかとなるまでの期間と、附則第7号の規定に該当する者にあつては内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長から避難、退避又は計画的避難の指示を受けた日から平成24年2月29日までと、同条第8号の規定に該当する者にあつては、原子力災害現地対策本部の長から特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があつた日から平成24年2月29日までとする。
- 6 第1項の規定による補助の実施にあつては、事業者による代理受領を行うものとする。

(東日本大震災に係る利用料等の還付に関する特例)

第4条 附則第2条の規定による特例及び前条第1項の規定による補助に伴う還付の手続については、郡山市介護保険規則第22条に規定する償還払いの手続の例による。

- 2 市長は、前項の還付の申請があつた場合は、当該還付に係る可否の決定を行い、当該決定が還付を認める決定をしたときは、当該申請をした者に書面により通知するものとする。
- 3 第1項に規定する申請については、郡山市介護保険規則第22条の規定にかかわらず、平成25年2月28日までにしなければならない。

(令和元年台風第 19 号による被災者に対する特例の対象)

第 5 条 令和元年台風第 19 号により被災した要介護等被保険者でいずれかに該当する者については、特例の対象とする。

- (1) 令和元年台風第 19 号により現に居住していた住家が市の交付する災害証明書において半壊、大規模半壊又は全壊の判定を受けた者
- (2) 令和元年台風第 19 号により生計中心者が死亡又は行方不明となった者
- (3) 令和元年台風第 19 号により生計中心者が重篤な傷病となった者
- (4) 令和元年台風第 19 号により生計中心者が障害者(地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者をいう。)となった者
- (5) 令和元年台風第 19 号により生計中心者が業務を廃止し、又は休止した者
- (6) 令和元年台風第 19 号により生計中心者が失職し、かつ、現に収入が無いと認められる者
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が認めるもの

(令和元年台風第 19 号による特例の内容)

第 6 条 前条の規定による特例の給付割合は、100 分の 100 とする。(居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修を除く。)

2 前条の規定による特例を適用する介護サービスは、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに提供された介護サービスとする。

(令和元年台風第 19 号による特例の申請)

第 7 条 附則第 5 条の規定による特例の対象が第 4 条の規定による申請の手続きを行う場合の証明書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 附則第 5 条第 1 号に規定する者 災害証明書
- (2) 附則第 5 条第 2 号に規定する者 死亡診断書若しくは死体検案書又は警察に提出した行方不明の届出の写し
- (3) 附則第 5 条第 3 号に規定する者 1 月以上の治療を要すると認める医師の診断書
- (4) 附則第 5 条第 4 号に規定する者 身体障害者手帳
- (5) 附則第 5 条第 5 号に規定する者 税務署に提出した廃業届又は異動届の写し
- (6) 附則第 5 条第 6 号に規定する者 雇用保険の受給資格証又は事業主等による証明書
- (7) 附則第 5 条第 7 号に規定する者 市長が必要と認める書類

2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、附則第 5 条第 1 号に規定する者は、令和元年度中の介護サービスの提供に限り、特例の適用を市長に申請することなく、介護サービス事業所に災害証明書を提示することにより前条の特例の適用を受けることができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行し、改正後の郡山市介護保険に係る利用料等減免に関する要綱の規定は平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の日前に交付された有効な負担額減免徐認定証は、改正後の郡山市介護保険に係る利用料等減免に関する要綱の規定に基づき交付された負担額減免徐認定証とみなす。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当面の間、所要の調整をして使用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 16 日から施行し、令和元年度の特例から適用する。

第1号様式（第4条関係）

郡山市介護保険利用者負担額、第1号事業支給費減額・免除申請書

フリガナ				
被保険者氏名			被保険者番号	
生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女	
住 所	〒 電話番号			
申請の理由				
		氏 名	生 年 月 日	性別
世帯構成	世帯主		年 月 日	
	世帯員		年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
<p>郡 山 市 長</p> <p>関係書類を添えて利用者負担額に係る減免・免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 氏名 電話番号</p>				

保険者記入欄

交付年月日	適用年月日	有効期限
年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで
所得状況	備 考	

様

郡山市長

郡山市介護保険利用者負担額・第1号事業支給費減額・免除決定通知書

さきに申請のありました、利用者負担額・事業支給費減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日 （承認内容）利用者負担・事業支給費減額・免除 給付率 / 有効期限 年 月 日
2 承認しない	理由

問い合わせ先
住 所
電 話 番 号

不服申立て等

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

福島県介護保険審査会
住 所
電 話 番 号

第3号様式（第5条関係）

郡山市介護保険利用者負担額・減免除認定証							
交付年月日 年 月 日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日						
	適用年月日	年 月 日から					
	有効期限	年 月 日まで					
減額・免除 認定事項							
保険者番号 並びに保険 者名称及び 印	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">郡山市朝日一丁目23番7号 郡 山 市</p>	0	7	2	0	3	3
0	7	2	0	3	3		

(裏面)

注 意 事 項

- 1 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
- 2 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用又はサービス事業費から介護費用又はサービス事業費に給付率又は支給率を乗じた額を差し引いた額になります。
- 3 被保険者証の資格がなくなったとき、減免額認定の要件に該当しなくなったとき、減免の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を郡山市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、郡山市にその旨を届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。